

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道紋別郡上湧別町

2 構造改革特別区域の名称

上湧別町心やすらぐセダン特区

3 構造改革特別区域の範囲

北海道紋別郡上湧別町の全域

4 構造改革特別区域の特性

上湧別町は、北海道の北東部、網走支庁管内の中央部に位置する人口5,838人(平成17年10月31日現在)、行政面積160.69平方メートルの農業を基幹産業とする町である。明治30年、31年に入植した屯田兵によって本格的に開拓された町で、農業の基盤整備も早くから行われたことにより肥沃な農地と緑豊かな農村景観を有しており、ばれいしょ、小麦、てん菜、アスパラ、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ブロッコリー、花など多種にわたって生産されている。

観光面では、チューリップ公園が、春の北海道を象徴する美しい観光地として定着し、5月のフェア期間中には10万人以上の観光客が訪れるまでに発展した。また、スポーツイベントとして「湧別原野オホーツク100キロメートルクロスカントリースキー大会」を遠軽町と連携して開催しており、毎年多数の参加者が道内外から訪れている。

交通機関は、平成元年に国鉄名寄本線が廃止されたため、現在は2本の国道を走る路線バスだけが運行されているが、1日に21往復で通学時間帯を除くと1時間に1便程度となっており、便数が少ないことや、乗降場所が限られていることから利用者にとって十分な利便性が確保されていない。

また、福祉行政における課題として、高齢者等が通院する場合、1年のうち約半分が雪に閉ざされる冬場は、雪道や凍結路面によりバス停留所までの歩行が困難であるため、通院が遠退いてしまうことや、通院を避けるため社会的入院が増えてしまうことなどがある。このようなことから、町では、高齢者や障害者を対象とした外出支援サービスや交通費助成事業などに積極的に取り組

んでいる。

当町の65歳以上人口は1,787人で、高齢化率は30.6%(平成17年10月31日現在)と非常に高く、北海道平均の20.5%を大きく上回っている。また、独居高齢者が337名、高齢夫婦世帯が343世帯となっており、高齢者人口の57.2%にあたる1,023名が高齢者のみの世帯となっている。加えて身体障害者386名、知的障害者2名、精神障害者59名の移動制約者が生活している。高齢者人口、障害者人口ともに増加を続けており、移動に制約を受ける方は増加傾向にある。

(1) 移動性制約者の状況

介護保険サービス利用者

高齢者人口の13.0%が要介護(支援)認定を受けており、在宅においては114人(高齢者人口比6.4%)が居宅介護サービスを利用している。高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、要介護3以上の方については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用者の73.9%を占める要支援、要介護1及び要介護2の方については全員が福祉車両を必要とする状況ではなく、セダン型車両による輸送でも十分対応可能であると考えられる。

要介護(要支援を含む)認定者数 (平成17年10月31日現在) 単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	30	75	25	21	43	38	232
65～74歳	2	6	5	4	3	3	23
75歳以上	28	69	20	17	40	35	209
第2号被保険者	0	0	0	3	1	3	7
総数	30	75	25	24	44	41	239

高齢者人口	1,787人	認定第1号被保険者/高齢者人口	13.0%
-------	--------	-----------------	-------

居宅介護(居宅支援)サービス受給者数(平成17年10月31日現在) 単位:人

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	24	50	14	15	9	2	114
第2号被保険者	0	0	0	3	0	2	5
総数	24	50	14	18	9	4	119
(再掲)	88(73.9%)			31(26.1%)			100%

身体障害者 居宅介護

身体障害者手帳の交付を受けている方は386名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は247名、視覚障害者は27名を数える。1級の肢体不自由障害者については福祉車両を必要とする方が多いが、多数を占める2級以下の方及び視覚障害者についてはセダン型等の一般車両による対応が十分可能である。

身体障害者手帳交付状況（平成17年3月31日現在）

単位：人

	肢体不自由	視覚	聴覚	内部疾患	音声言語	計
1級	23	10	0	65	0	98
2級	52	4	4	1	0	61
3級	55	0	1	11	1	68
4級	63	6	8	14	1	92
5級	40	0	0	0	0	40
6級	14	7	6	0	0	27
計	247	27	19	91	2	386

精神障害者

精神障害者通院医療費公費負担患者票の交付を受けている方は、平成17年10月18日現在で59名である。引きこもり傾向にある方は、心を許した介護者と一緒に初めて外に出ることが可能となったり、不安感の強い方は、環境の変化に対応できず公共交通機関の利用ができないなど、障害の内容とその対応は多様である。そのため、ボランティア輸送の使用車両をセダン型車両まで拡大することにより、心を許したヘルパーの運転する車両による輸送サービスの提供を可能とし、通院等の外出機会の増加を図る必要がある。

(2) 公共交通機関の状況

路線バス

北海道北見バス(株)と北紋バス(株)が、遠軽町～上湧別町～湧別町間を1日21往復運行している。朝夕の通学時間帯を除くとほぼ1時間に1便の運行である。車両は、移動制約者に対応したノンステップバス等ではなく、バス停留所も障害者対応にはなっていない。

町営バス

交通の便の悪い地域に住む方を対象とした町営バスを1日3便運行しているが、主に通学時間帯を考慮した運行となっているため、通院等への利用には適していない。また、車両のノンステップ化等の移動制約者に配慮した対応もできていない。

タクシー事業者

町内には、(有)中湧別ハイヤーがあり車両4台で営業している。しかし、介護タクシー等福祉車両によるサービスは近隣市町村も含めて提供されていない。

(3) 福祉輸送の状況

介護保険制度施行前より町からの委託事業として、車いす使用者や寝たきりの方などの通院に限定した無料の外出支援サービスを、上湧別町社会福祉協議会が実施している。介護保険制度の施行により、前述の社会福祉協議会と非営利法人（農協）が指定を受け訪問介護事業所を運営しているが、車いす、ストレッチャーまでは必要としない利用者も多く、セダン型車両による移動支援の拡充が求められている。

5 構造改革特別区域計画の意義

町内及び近隣町村間の移動手段として、路線バスが運行されているものの便数が少ないことや乗降場所が国道に限られていることなどから、利用者にとって十分な利便性が確保できていないとはいえず、日常生活では自家用車による移動が中心となっている。特に移動制約者にとっては家族が運転する自家用車での移動に頼らざるを得ない状況である。

福祉車両による輸送は、車いす等を常時利用される方や寝たきりの高齢者等の移動手段としては有効であるが、軽度の介護認定者や視覚障害者、内部疾患障害者に対する移動支援には一般乗用車両でのサービス提供が十分可能である。

本特例を活用することで、地元サービス事業者による輸送体制の整備が図られ、高齢者や障害者が目的に合わせて移動手段を選択することが可能となり、外出する機会が増加すると考える。それにより、高齢者や障害者が住み慣れた地域において、安心して在宅生活を続けることができるようになるなど、地域福祉の充実を推進していくことができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

特例措置の導入によって移動制約者の移動手段を拡大し、円滑に移送サービスを実施することで、高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図るとともに家族の介護負担を軽減する。また、既存の社会福祉法人のみならず NPO 法人等の活動の活発化を促す。

これにより、当町の町政運営の指針となる第 4 期上湧別町総合計画の保健・医療・福祉分野の基本目標である「心ふれあう健やかな福祉のまちづくり」の実現を目指す。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

平成 17 年 9 月の介護保険による訪問介護の利用者 49 人中、通院の支援を受けた方は 17 人となっている。また、障害者支援費制度において、居宅介護受給者証の交付を受けた身体障害者が 1 人、知的障害者が 3 人である。

今回申請する福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行うことによって、これらの移動制約者の通院に対して安定したサービスを提供することが可能となり、遠軽町の専門性の高い総合病院への通院や定期通院回数の増加などが見込まれ、社会的入院や施設入所の抑制が図られる。

また、本町の主要産業である農業を支える農家は、ほとんどが家族経営であり、介護者も重要な仕事の担い手となっており、移動制約者のいる家庭では 1 回の通院に割かれる時間が半日以上にも及び、大きな負担となっている。本事業の福祉有償運送の実施により、家族の介護負担の軽減が図られ、介護者の就労機会の促進、ひいては産業の活発化が見込まれる。

社会的効果としては、この事業を実施することにより町の課題である冬場における安全な移動手段が確保され、高齢者や障害者本人の活動範囲が広がり、安心して住み慣れた地域での生活を維持することができるとともに介護予防の効果も期待できる。

8 特定事業の名称

1206 (1216) NPO 等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

実施主体：上湧別町

対象者：おおむね65歳以上（下肢不自由な者は60歳以上）の在宅高齢者等で、外出時に公共交通機関等による移動に支障がある者

内容：高齢者等生きがい活動支援通所事業及び生活管理短期宿泊事業を利用する場合の施設までの送迎、町内及び遠軽町の医療機関において受診を必要とする場合の送迎

利用料：無料

車両：社会福祉協議会所有車両（社会福祉協議会に委託）

平成16年度利用者：53人

(2) 重度身体障害者交通費助成事業

実施主体：上湧別町

対象者：障害の程度が1級又は2級である下肢・体幹機能・視力障害者で、病医院に治療のためハイヤー利用による通院がやむを得ないと認められる者

内容：年間52回を限度としてハイヤー乗車料金のうち基本料金の額を助成する

利用料：利用1回当たり基本料金を超えた金額は自己負担

車両：ハイヤー事業者車両

平成16年度利用者：36人

(3) 老人等通院バス無料化

実施主体：上湧別町

対象者：70歳以上の者、障害の程度が1級又は2級である者及び重度精神薄弱者で、病医院に治療のためバスに乗車する者

内容：町内及び遠軽町の病医院に通院する場合のバス料金を無料とする

利用料：無料

車両：路線バス車両（北海道北見バス(株)、北紋バス(株)）

平成16年度利用者：110人

別紙 構造改革区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送
における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO 法人、医療法人及び公益法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上湧別町内活動を行う社会福祉法人、NPO 法人、医療法人及び公益法人

(2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が上湧別町

(3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体が所有するセダン型等の一般車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償で送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 必要性等

平成16年度から規制緩和された NPO 法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されている。この福祉車両の整備費用が高額なため使用台数が限られており、車いす等を使用しない移動制約者に

対する移動サービスは十分に提供できていない状況にある。そこで、使用車両をセダン型等の一般自家用車にまで運用の拡大を行うことによって、高齢者や障害者の通院が希望する日に自由にできるよう対応を改善していく。

(2) 上湧別町有償ボランティア輸送運営協議会の設置

有償ボランティア輸送事業の円滑な実施のために、関係機関による上湧別町有償ボランティア輸送運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。運営協議会の事務局は、上湧別町生活福祉課に置く。

運営協議会は、上湧別町が主宰し、構成員は次の者とする。

- ・ 上湧別町長又は町長が指名する職員
- ・ 北海道運輸局北見運輸支局長又はその指名する職員
- ・ 上湧別町社会福祉協議会会長又はその指名する職員
- ・ 地域交通機関の代表
- ・ 地域住民の代表
- ・ 利用者の代表
- ・ 学識経験者

苦情処理

苦情処理の窓口を運営協議会事務局に設ける。事務局は、必要に応じて臨時に運営協議会を開催し、苦情内容を報告する。

(3) 運送主体

上湧別町内で活動する社会福祉法人、NPO 法人（保健、医療又は福祉の増進を図ることを主たる目的とするものに限る。）、医療法人及び公益法人で、次の要件を満たし、運営協議会の決議を経て道路運送法第 80 条の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者

運送の対象者は、下記の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者及びその介護人とする。

- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 3 項に規定する「要介護者」及び第 4 項に規定する「要支援者」
- ・ 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 4 条に規定する「身体障害者」
- ・ その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含

む。)、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であつて、単独では公共交通機関を利用することが困難な者

対象者の管理

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要事項を記入した会員登録簿を作成し、適切に管理する。

苦情処理

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

(4) 使用車両

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・ 運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・ 当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・ 利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

(5) 運転者

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができる。

- ・ 申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・ 北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・ 社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・ 移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づ

き運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者であること

- ・ その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

(6) 損害賠償措置

運送に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象を含むものに限る）に加入していること。

(7) 運送の対価

運送の対価については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね1/2とする。

(8) 運営管理体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

運送主体が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものでないこと。